

第3回 福岡市自転車活用推進計画検討委員会

委員会資料

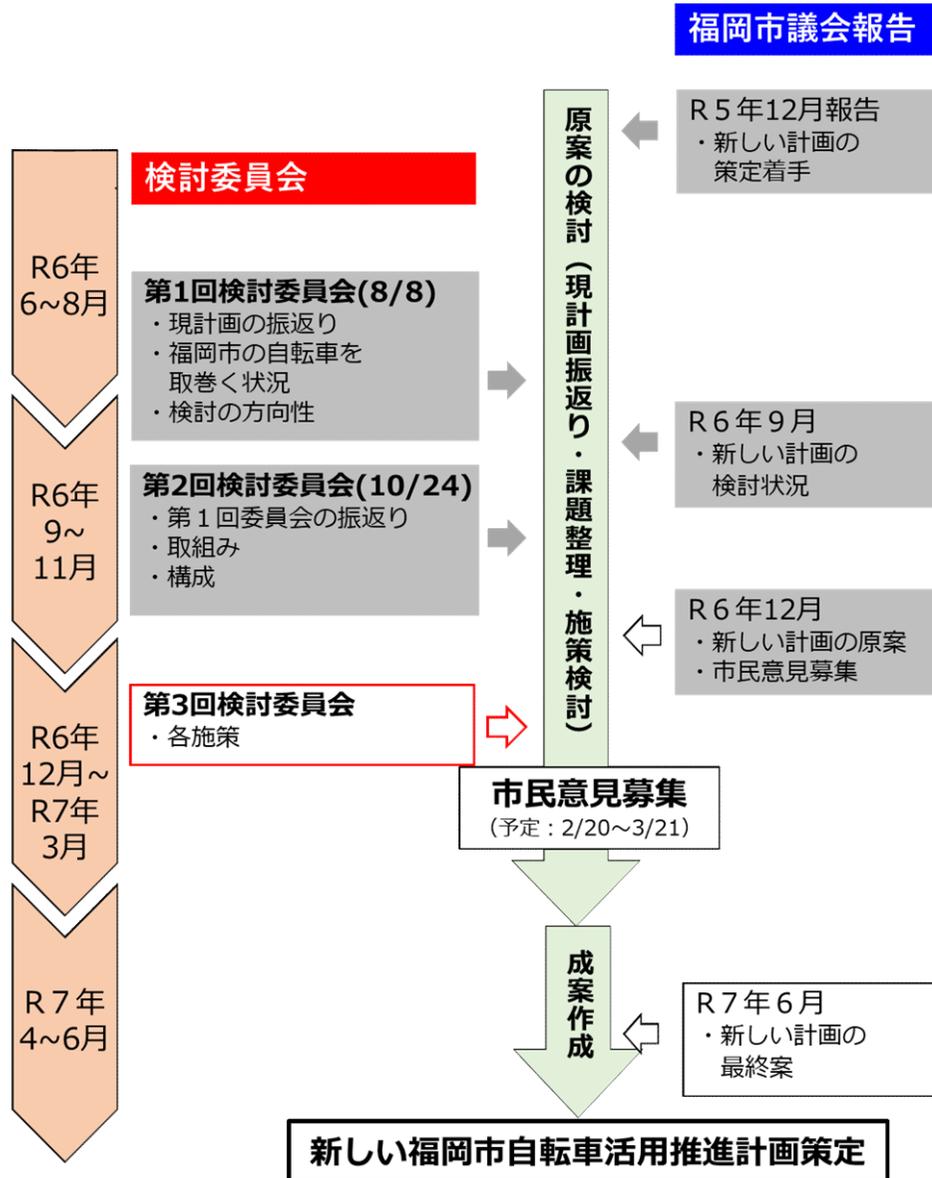
～目次～

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 策定までのスケジュールについて | ・・・P2 |
| 2. 上位計画や関連計画の検討状況について | ・・・P3～6 |
| 3. 第2回委員会の振り返りについて | ・・・P7～9 |
| 4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について | ・・・P11～46 |

道路下水道局管理部自転車課
令和7年2月14日

1. 策定までのスケジュールについて

■ 策定までのスケジュール



■ 議論のポイント

- 第1回委員会では、
 - ・「**自転車活用推進の基本的な考え方(基本方針)**」
 - ・「**主な視点**」を確認

- 第2回委員会では、
 - ・「**上位計画や関連計画の検討状況**」
 - ・「**第1回委員会の振り返り**」を踏まえて

「**自転車活用推進に係る基本方針**」や「**主な視点**」を実現するための「**取組み事例案**」を整理

- 第3回委員会では、
 - ・「**上位計画や関連計画の検討状況**」
 - ・「**第2回委員会の振り返り**」を踏まえて

・「**各施策の具体的な取組み**」を整理

- 「**各施策の具体的な取組み**」について、お気づきの点などございましたら、ご意見をお願いします。

2. 上位計画・関連計画の検討状況について

第10次福岡市基本計画

※令和6年12月策定 自転車関連抜粋

計画の位置付け

「第10次福岡市基本計画」は、「福岡市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した長期計画。

計画の目標年次

目標年次：2034年度（令和16年度）
計画期間：2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間

分野別目標

- 1 一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている
- 2 すべての子ども・若者が夢を描きながら健やかに成長している
- 3 **地域の人々がつながり、支え合い、安全・安心に暮らしている**
- 4 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる
- 5 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている
- 6 **都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている**
- 7 チャレンジ精神と新たな価値の創造により、地域経済が活性化している
- 8 アジアのモデル都市として世界とつながり、国際的な存在感がある

自転車の位置づけ

施策3-4 日常生活における安全・安心の確保と地域福祉の推進

多様な主体が連携し、地域における包括的な支援体制の構築や防犯力の強化を図るとともに、**自転車**や喫煙などの**モラル・マナーの向上**、消防・救急体制や医療環境の充実、感染症対策の推進、情報リテラシーの向上による消費者被害等の未然防止、食品の安全性確保など、日常生活における安全・安心が確保されたまちづくりを進めます。

施策6-3 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築

鉄道や幹線道路など、市民や来訪者の円滑な移動を支える交通ネットワークの充実・強化を図るとともに、公共交通や**自転車の利用を促進**するなど、市民・民間事業者・行政が連携し、分かりやすく使いやすい公共交通を主軸として、多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系を構築します。

2. 上位計画や関連計画の検討状況について

福岡市都市交通基本計画

※令和6年12月議会報告資料より抜粋

計画の位置付け

上位計画である福岡市基本計画の内容を踏まえた交通分野における基本理念や目標像を示すとともに、交通に関する取組みを進めていくにあたっての方針や主な施策を体系的にまとめた福岡市の交通政策の基本的指針として活用するもの。

計画の目標年次

2034年度（令和16年度）（上位計画である第10次福岡市基本計画と同じ）

目標像

I 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築 II 都市の魅力・活力を高める交通
III 市民の日常を支え、誰もが安全・安心な交通 IV 環境にやさしい交通

自転車の位置づけ

目標像 I 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築

方針 2 市民や来街者にとって、分かりやすく使いやすい交通環境づくり

市民や来街者が多様な移動手段によりシームレスで円滑に移動できる、分かりやすく使いやすい交通環境づくりに取り組むとともに、公共交通を主軸とした移動を促進する。

<主な施策> ○自転車や徒歩で移動しやすい交通環境づくり など

目標像 III 市民の日常を支え誰もが安全・安心な交通

方針 6 誰もが安全、安心な交通環境づくり

公共交通や道路のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが安全・安心に歩ける歩行空間の確保等を進める。

<主な施策> ○自転車等の適正利用の促進 ^{追加} など

目標像 IV 環境にやさしい交通

方針 8 環境にやさしい交通環境づくり

環境にやさしい公共交通や徒歩・自転車による移動を促進するなど、運輸部門からの温室効果ガス排出削減に向けた取組を進める。

<主な施策> ○自転車や徒歩で移動しやすい交通環境づくり【再掲】 ○シェアリングモビリティの利活用 など

2. 上位計画や関連計画の検討状況について

福岡市道路整備アクションプラン2028

※令和6年12月議会報告資料より抜粋

計画の位置付け

本計画は、福岡市総合計画や交通政策の基本的指針である福岡市都市交通基本計画に基づき、道路分野における実施計画として、道路整備の基本的な考え方や主要施策を定めるもの。

計画期間

道路整備の基本的な考え方：令和7年度から概ね10年間
 主要施策や成果指標：令和7年度から4年間
 （令和7年～令和10年）

道路整備の基本的な考え方

- 1 安全・安心でみんなにやさしい道づくり
- 2 都市の魅力・活力を高める道づくり
- 3 災害に強い道づくり
- 4 環境にやさしい道づくり

道路整備の基本的な考え方 (令和7年度から概ね10年間)	主要施策（令和7年度から4年間）	
1.安全・安心でみんなにやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人が移動しやすい道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化 拡充 ● 誰もが健康で活躍できる道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・外出を促すベンチなどの設置 拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故から命を守る安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路などの安全対策 ・効率的・効果的な安全対策
2.都市の魅力・活力を高める道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格を形成する道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備 ・自動車専用道路の整備 ● 既存ストックを活用した交通円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ボトルネック交差点などの改善 拡充 ● 総合交通体系の構築を支える道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利便性向上 ・都心部の交通対策 拡充 ・多様なモビリティに対応した道路空間の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 彩りや潤いを感じる質の高い道路空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・楽しくて居心地が良い道路空間の創出・活用 拡充 ・地域の個性を活かした道路空間の整備 ・まちづくりと連携した道路整備
3.災害に強い道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害に備える道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進 拡充 ・橋梁耐震補強の推進 ・狭あい道路の拡幅整備 ・道路パトロール・道路啓開の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な道路の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的補修による橋梁などの長寿命化 ・維持管理の高度化・効率化 ・道路利用の適正化 ● 市民との共働による道路保全 <ul style="list-style-type: none"> ・市民などによる道路の見守りの促進 拡充
4.環境にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガスを削減する取組み <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用の促進 ・低炭素な建設資材の活用 新規 ・道路照明灯、防犯灯のLED化 ・再生可能エネルギーの活用 新規 ・手続きなどのオンライン化 新規 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に対応した道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹による道路緑化 ・環境に配慮した舗装材の活用 新規

主要施策として整理された

2. 上位計画や関連計画の検討状況について

福岡市道路整備アクションプラン2028

※令和6年12月議会報告資料より抜粋

自転車関連の主要施策

『温室効果ガスを削減する取組み』

●自転車活用の促進

歩行者の安全を確保しながら、自転車、自動車など、誰もが安全で快適に移動できるとともに、環境にやさしい自転車の活用促進を図るため、「福岡市自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の整備や市営駐輪場の整備・更新などに取り組めます。

整備事例(自転車通行空間)



整備事例(市営駐輪場)



3. 第2回委員会の振り返りについて

第2回検討委員会での主な意見とその対応について

自転車活用推進計画の全般

主な意見の要旨	対応
<ul style="list-style-type: none">・上位計画や関連計画は本計画と同時進行でそれぞれの計画が策定中のため、動き等があれば情報共有していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・第3回委員会で上位計画や関連計画との策定状況を説明（3～6ページ目）。
<ul style="list-style-type: none">・新しい方向性の中で具体的な取り組みというのは、今回示された形で掲載することになるのか。今はまだ骨子だと思うが、基本的な方針やスローガンだけであって、実際どういうことを考えているのかが見えない。	<ul style="list-style-type: none">・第2回委員会資料では、概要的な部分でとどめていたが、今回、各施策の具体的な取り組みを示している。

はしる

主な意見の要旨	対応
<ul style="list-style-type: none">・取り組み事例案に逆走防止等の表示とあるが、危険な箇所の表示方法も併せて検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none">・現在、通行空間の整備と合わせて、逆走防止のポールを立てているが、効果的な表示等ができるかについて検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none">・ラウンドアバウトについて、今後福岡市で検討される可能性はあるのか。	<ul style="list-style-type: none">・福岡市では、現状として整備予定箇所は無い。
<ul style="list-style-type: none">・道路交通法上では、自転車歩道通行可の規制が無くても13歳未満と70歳以上などは自転車で歩道通行可となっている。色々な機会を捉えて周知していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページ、SNSなどを活用した広報のほか、出前講座や自転車安全教室等において周知を図っており、引き続き周知・啓発を行う。
<ul style="list-style-type: none">・原則、自転車の歩道通行は不可だが、13歳未満と70歳以上の歩道通行可能ということは重要だと思うため、追記していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・0章に追記する（16ページ）。

3. 第2回委員会の振り返りについて

第2回検討委員会での主な意見とその対応について

とめる

主な意見の要旨	対応
<ul style="list-style-type: none">・ 統一的な駐輪場の満空情報の発信等も行うと便利になると思われるためご検討いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・ 満空情報については、現在中央区の一部の駐輪場で指定管理者の取組みとして行っており、インターネット上に情報を出している。また、民間駐輪場等でも満空情報の表示をしているところはあるため、これらの取組みを踏まえながら検討していきたい。また、福岡市の放置自転車対策関連の情報を掲載したチャリエンタウンというサイトの中に、自転車に関してはここを見ればわかるというように対応を検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none">・ 駐輪場の整備について、景観に配慮した整備を検討していただく必要があると思う。	<ul style="list-style-type: none">・ 来年度供用予定の橋本駅前に整備する駐輪場は、木製のルーバーで修景を施すこととしている。これからの駐輪場については、修景にも配慮した整備をしていきたい。

まもる

主な意見の要旨	対応
<ul style="list-style-type: none">・ ICTの活用について、放置自転車だけではなく、マナー啓発についても検討していただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・ ICTを活用した放置自転車対策は、保管場所だけでなく撤去にも活用しており、インターネット上で放置状況等を確認し、効率的な撤去と、撤去された人がどこに保管されているかわかるシステムを運営している。マナー啓発については、市民局とも意見交換を行いながら検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none">・ 外国人はわからずにルール違反を行っていることが多いと思う。啓発の仕方として、わかりやすく表現をしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人への自転車交通ルールの周知啓発として、多言語版の自転車交通ルールに関するチラシを転入手続きの際に配布、市ホームページへ掲載、街頭キャンペーンにて配布を行っており、また、留学生や技能実習生への出前講座を実施している。外国人により分かりやすい表現での周知啓発に努める。
<ul style="list-style-type: none">・ シェアサイクル事業者と協力してヘルメット着用の重要性などの啓発に取り組むという説明があったが、具体的にシェアサイクル事業者はどうしていくのか	<ul style="list-style-type: none">・ シェアサイクルの貸し出しが無人ポートのため、利用者のサイズにあったヘルメットの提供、衛生面、管理面等の課題があり、現実的にはなかなか難しい。シェアサイクル事業者においては、利用者が必ず使用するアプリ上での啓発や、よく使われるポートに掲示を行う等、利用者にヘルメット着用を促すような取組みを行っている。

3. 第2回委員会の振り返りについて

第2回検討委員会での主な意見とその対応について

いかす

主な意見の要旨	対応
<ul style="list-style-type: none">・今年ツール・ド・九州が開催された。福岡市は今後そのようなイベントに興味はあるのか。	<ul style="list-style-type: none">・ツール・ド・九州については情報収集している。・また、ナショナルサイクルルートに必要な整備の基準といったことも確認している。福岡市内でナショナルサイクルルートとして整備しようとしているルートは東と西に分かれているが、志賀島や北崎はサイクリストに大変人気があると聞いているため、今後検討していきたい。
<ul style="list-style-type: none">・自転車利活用に関する情報提供や災害対応における自転車活用の検討と書いてあるが、具体的にどのような内容なのか。	<ul style="list-style-type: none">・災害対応における自転車活用は、一つは、シェアサイクルの活用があると思う。防災に従事する市職員が移動する手段として使うというのもあると思うが、具体的にはこれから詰めていきたい。
<ul style="list-style-type: none">・発災して建物が崩れているような状態で自転車に乗るのはかなり危険だと思うが、帰宅困難者の交通手段として使うというの也被考えられるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・災害対応時の自転車活用は現計画にもあるが、策定当時は地震発生時の帰宅困難者へのシェアサイクルの活用を考えていた。しかし、関東の事例で、シェアサイクルを開放した際に一斉にシェアサイクルが郊外に行ってしまう、運行再開がなかなか難しい等の様々な課題も見えてきているので、別の方法ができないか検討している。
<ul style="list-style-type: none">・他の上位計画や関連計画でも、総合交通体系の中でのシェアサイクルの活用や、結節点でいかにシェアサイクルをうまく使うかという意見が出ている。休日やイベント時の利用も少し傾向が見えてきており、例えばペイペイドームは、唐人町駅から多少距離があるが、ここでのチャリチャリ利用が一部見受けられる。イベント時にどう活用していくのか、しっかりポートを整備していくことも必要かと思う。	<ul style="list-style-type: none">・シェアサイクルは基本的な運営は事業者が行っているが、市としても公共用地の提供、特に各駅に駐輪場があるので、利用可能なところはポートとして活用できるように市としても支援したい。

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

新計画の構成について

- ・多くの方が親しみやすい構成とするため、自転車利用のメリットなどを紹介する第0章を追加し、再編しています。

※第1章～第4章の内容は、これまでの委員会の中で議論しており、今回は第0章と第5章について説明します。

現計画

第1章 計画策定の趣旨	
1. 計画策定の背景と目的	3. 本計画の位置づけ
2. 計画期間・計画範囲	4. 計画の構成
第2章 自転車利用の現状と課題	
1. 福岡市の概況（人口・地形等）	4. 福岡市の特性と自転車利用の特性
2. 自転車の利用状況	5. これまでの自転車関連の取組みと課題
3. 自転車事故の状況	6. 自転車に関する新しい動き
第3章 福岡市における自転車活用の方向性	
1. 今後の福岡市の自転車政策	
2. 福岡市の都市交通と考え方	
3. 自転車活用の基本方針と施策	
第4章 各施策の具体的な取組み	
■ はしる 自転車通行環境の創出	■ まもる 自転車利用の適正化
■ とめる 駐輪環境の整備	■ いかす 自転車の活用
第5章 計画の推進	
1. 各施策の体系と役割	3. 計画の進捗管理と評価
2. 基本方針に対する成果指標	

新しい福岡市自転車活用推進計画 構成

第0章 自転車について知ろう！	
○ そもそも自転車とは	○ カラダにやさしい！
○ 自転車の方がはやい？	○ ルールを守ろう！
○ 地球にやさしい！	○ 自転車を安全に利用しよう！
第1章 自転車活用推進計画とは？	
1. この計画の背景と目的	3. 本計画の位置づけ
2. 計画期間・計画範囲	4. 計画の構成
第2章 自転車利用の現状	
1. 福岡市の概況	
2. 自転車を取り巻く状況	
第3章 これまでの自転車関連の取組みと課題	
1. 取組みの現状、課題	
2. 成果指標の達成状況	
第4章 計画策定の考え方	
1. 計画策定の基本的な考え方	
2. 福岡市の都市交通の考え方（上位計画）	
3. 基本方針、各施策の体系	
第5章 各施策の具体的な取組み	
■ はしる 自転車通行環境の創出	■ まもる 自転車利用の適正化
■ とめる 駐輪環境の整備	■ いかす 自転車の活用
第6章 計画の推進	
1. 成果指標	
2. 計画の進捗管理と評価	
第7章 参考データ	

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

- ・自転車は幅広い世代が利用する乗り物であるため、新しい福岡市自転車活用推進計画は、新たに自転車利用のメリットなどを紹介する第0章の追加し、多くの世代が親しみやすい構成としています。

第0章 自転車について知ろう！

構成

- そもそも自転車って何？
- 自転車の方がはやい！
- 地球にやさしい！
- カラダにやさしい！
- ルールを守ろう！
- 自転車を安全に利用しよう！

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

そもそも自転車って何？

自転車とは

- ・自転車は、道路交通法上は「軽車両」となっています。そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「普通自転車」とされているものがあります。

自転車

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

内閣府令

車体の大きさ

- ・長さ：190センチメートル以内
- ・幅：60センチメートル以内

車体の構造

- ・4輪以下であること。
- ・側車をつけていないこと。（補助輪は除く）
- ・運転者以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用乗車装置を除く）
- ・ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること。
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

自転車の種類

自転車と一口に言っても、通勤や買い物など、日常生活で使うのか、本格的なレースに参加するのか、オフロードを楽しみたいのか、さまざまな目的での利用が考えられます。

- ・シティサイクル
- ・ミニベロ（小径車）
- ・スポーツタイプ自転車
- ・子ども用自転車
- ・カーゴバイク
- ・電動アシスト自転車 など

利用に注意が必要な自転車

「ペダル付原動機付自転車」は「自転車」ではなく「バイク」です

「ペダル付原動機付自転車」は、いわゆる「バイク」であって、道路交通法上は、原動機付自転車に分類されます。

タンDEM自転車の公道走行が可能になりました

平成30年に道路交通法改正により、タンDEM自転車の公道走行が可能となりましたが、タンDEM自転車は普通自転車ではないため、乗車して歩道を通行することはできません。ただし、自転車から降りて押して歩いた場合は歩行者とみなされます。

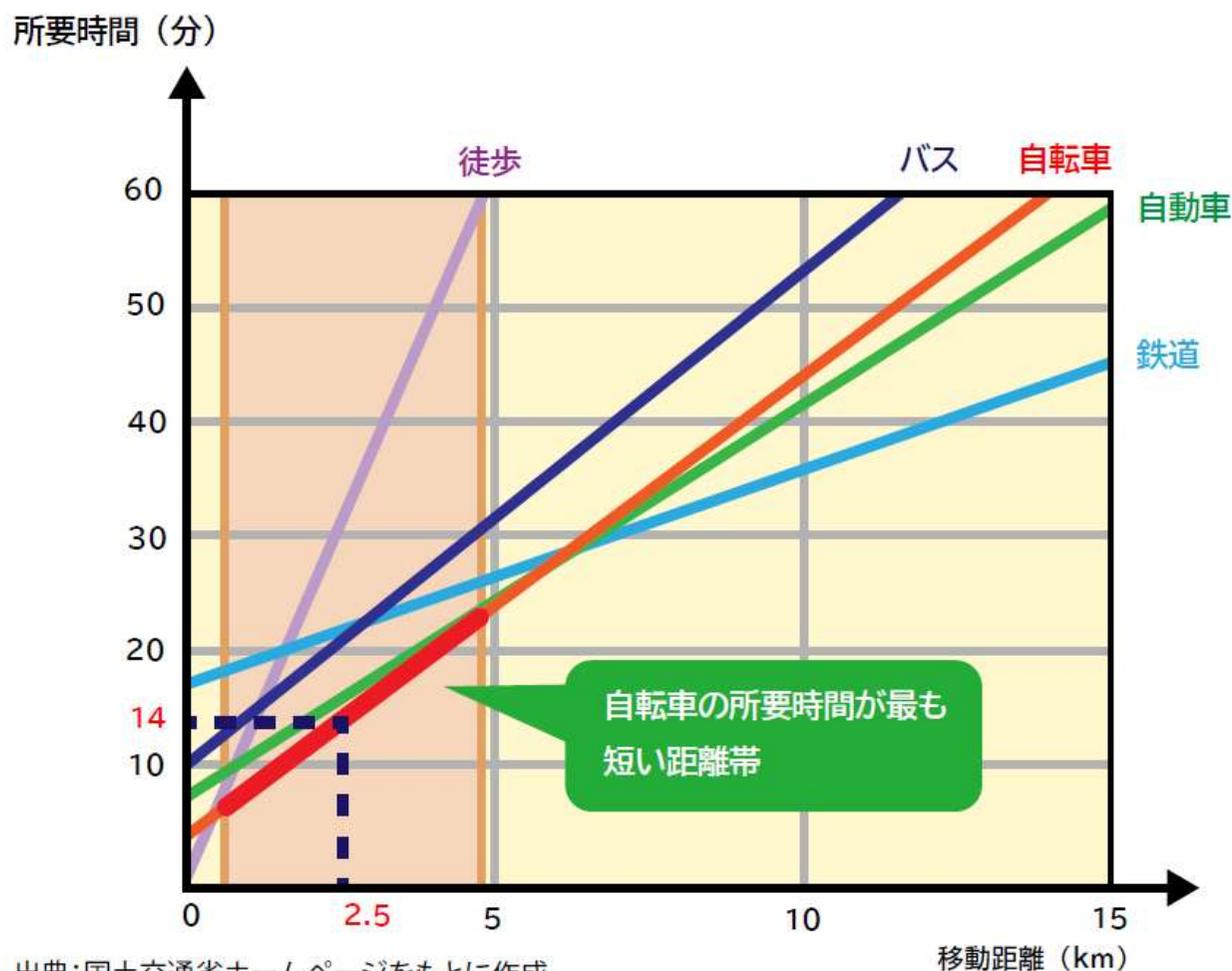


4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

自転車の方がはやい！

- ・複数の交通手段において、移動距離別にかかる所要時間を比較すると、**約5km 以内の近距離の移動であれば自転車が最も速く移動**できます。



5 kmってこのくらい！

- ・地下鉄天神駅～藤崎駅
- ・西鉄福岡駅～大橋駅
- ・地下鉄天神南～金山駅
- ・博多駅～名島駅
- ・地下鉄天神駅～福岡空港駅

出典:国土交通省ホームページをもとに作成

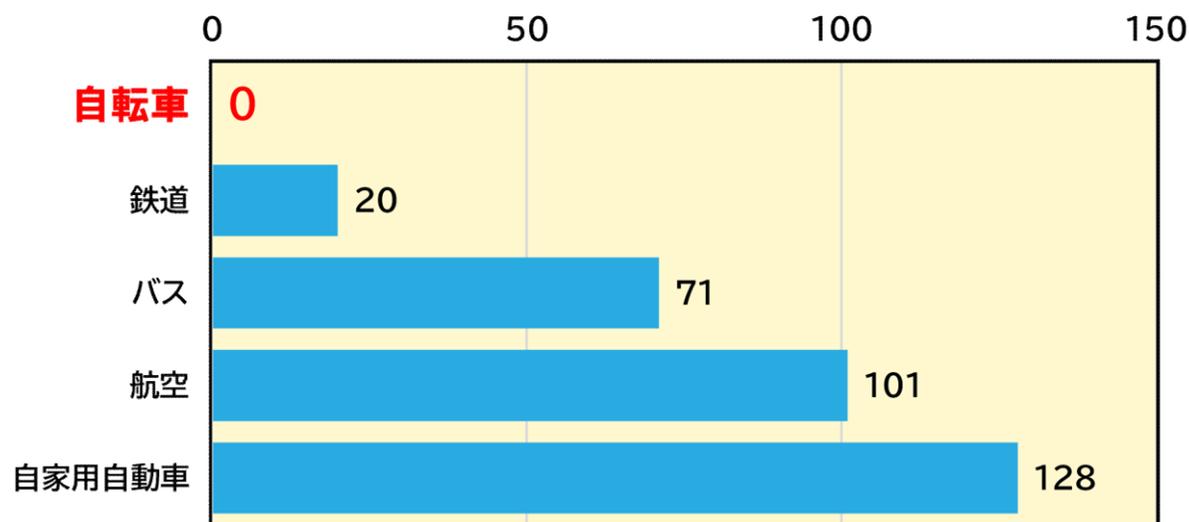
4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

地球にやさしい！

- ・ 自転車での移動はCO₂ を排出しません。福岡市民164 万人が1 年間で週に1 回1 kmだけ自家用自動車移動を自転車移動に転換した場合のCO₂削減量は、**能古島やアイランドシティの約3倍（約1,200ha）の森林**が1 年間に吸収するCO₂ 吸収量※1と同じです。

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)



Co₂ 排出原単位 [g-CO₂/ 人km] (2022 年度)

出典：国土交通省「運輸部門における二酸化炭素排出量」(令和6年4月26日)より

※1 林野庁「森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収しているの？」より、
36～40年生のスギ人工林1haが1年間に吸収する二酸化炭素の量
約8.8トンから算出

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

カラダにやさしい！

- ・自転車はジョギングやランニングに比べ**足や膝に負担が少ない**ため、怪我をしにくいメリットがあり、それでいて全身を使う有酸素運動であるため、通勤や買い物等の日常生活に取り入れることで、様々な健康増進効果が得られます。

自転車の運動量ってどれくらい？

自転車はペダルにかかる負荷やスピードによって運動強度が大きく異なります。「改訂版『身体活動のメッツ（METs）表』（2023年8月）」によると、16km/時の速さで4.0メッツとしています。

メッツ	運動の例
3.0	普通歩行（平地67m/分）、 電動アシスト付自転車に乗る
4.0	自転車に乗る（≒16km/時未満、通勤）
5.0	かなり速歩（平地、速く=107m/分）
6.0	ゆっくりとしたジョギング、ウェイトトレーニング
7.0	ジョギング、サッカー
8.0	サイクリング（約20km/時）
9.0	ランニング（139m/分）
10.0	水泳（クロール、速い、69m/分）

※メッツは、運動の強度を表す単位です。安静時（静かに座っている状態）を1として、身体活動が安静時の何倍のエネルギーを消費するかを示します。

出典：厚生労働省 改訂版『身体活動のメッツ（METs）表』（2023年8月）

自転車に乗るとこんな効果が！

生活習慣病の予防

通勤などで自転車に乗ることで、糖尿病、動脈硬化、心筋梗塞など生活習慣病の予防になるといわれています。

心肺機能や筋力の強化

自転車は全身を使う有酸素運動ですので、心肺機能の向上や筋力アップが見込めます。

ダイエット効果

自転車などの有酸素運動は脂肪を燃焼させますので、日常生活に取り入れることで、余計な脂肪の減少が見込めます。

メンタルヘルスの向上

風を切って走る爽快感など、自転車はメンタルヘルスにも良い影響を与えるといわれています。

出典：佐賀市「自転車で健康づくり『自転車に乗って健康になろう!!』」より

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

ルールを守ろう！

- ・自転車は環境にやさしく、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。ここでは、自転車を安全に利用するために皆さんに守っていただきたいルールをご紹介します。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守りましょう！

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

以下の条件下では、例外として自転車が歩道を通行することができます

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
- ・**13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人**が自転車を運転しているとき。
- ・道路工事や連続した駐車車両などのために**車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行する場合**
- ・著しく自動車の通行量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする**自動車などの接触事故の危険性がある場合**など、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき。

携帯電話やヘッドホンを使用しての運転、傘さし運転等も禁止されています。



出典：福岡市「自転車安全利用5則」チラシより

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

ルールを守ろう！

こんなルールを知っていますか？

- ・自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げていますが、自転車については、このほかにも様々な交通ルールがあります。

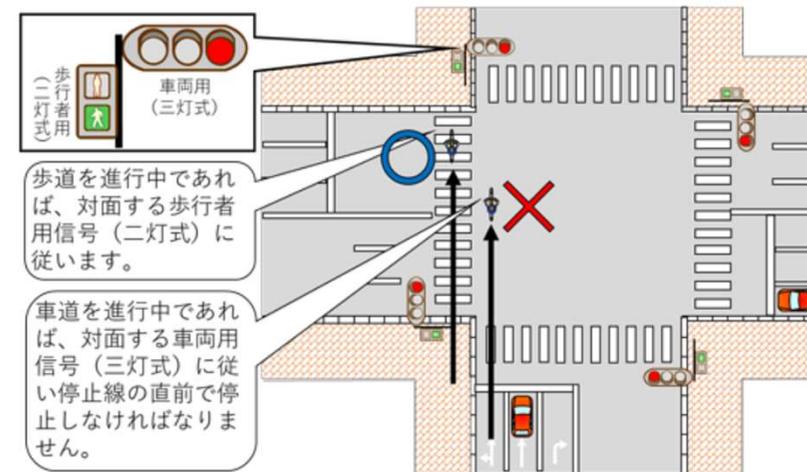
歩車分離式交差点の横断ルール

【原則】車両の信号に従う

自転車は、道路交通法により「軽車両」と定められているので、**車道を走行するのが原則**です。

【例外】歩行者用の信号に従う場合

自転車走行可の歩道を走行中の場合は、歩行者用信号に従います（歩行者がいる場合は降りて渡ります）。



出典：警視庁ホームページより

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう！

ヘルメット着用の努力義務化

令和5年4月1日に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が、年齢問わず努力義務となりました。



出典：福岡県ホームページより 17

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

ルールを守ろう！

自転車の罰則規定をご存知ですか？

- 令和6年11月1日施行の改正道路交通法で、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「**ながら運転**」の罰則が強化されるとともに、「**自転車の酒気帯び運転**」が新たに罰則の対象となりました。これに伴い福岡県の飲酒運転撲滅条例も改正となり、自転車の酒気帯び運転で検挙された者（違反者）及び警告を受けた者（準違反者）は、**アルコール依存症に関する診察や飲酒行動に関する指導を受ける義務等の対象となります。**

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転及び幫助
違反者 6月以下の懲役または 10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合 1年以下の懲役または 30万円以下の罰金	違反者 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金 自転車の提供者 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

自転車運転者講習制度

16の危険行為を3年以内に2回以上反復して行った場合、自転車運転者講習を受講しなければなりません。16の危険行為はいずれも歩行者や周囲の交通に著しい危険をもたらす悪質な行為のため、このような危険行為は絶対にやめましょう。

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 車両の義務違反
4. 通行区分違反
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
6. 遮断踏切立入り
7. 交通安全進行義務違反等
8. 交差点優先者妨害
9. 感情交差点安全進行義務違反等
10. 指定場所一時不停止等
11. 歩道通行時の通行方法違反
12. 制動装置不良自転車運転
13. 酒気帯び運転等
14. 安全運転義務違反
15. 携帯電話使用等
16. 妨害運転

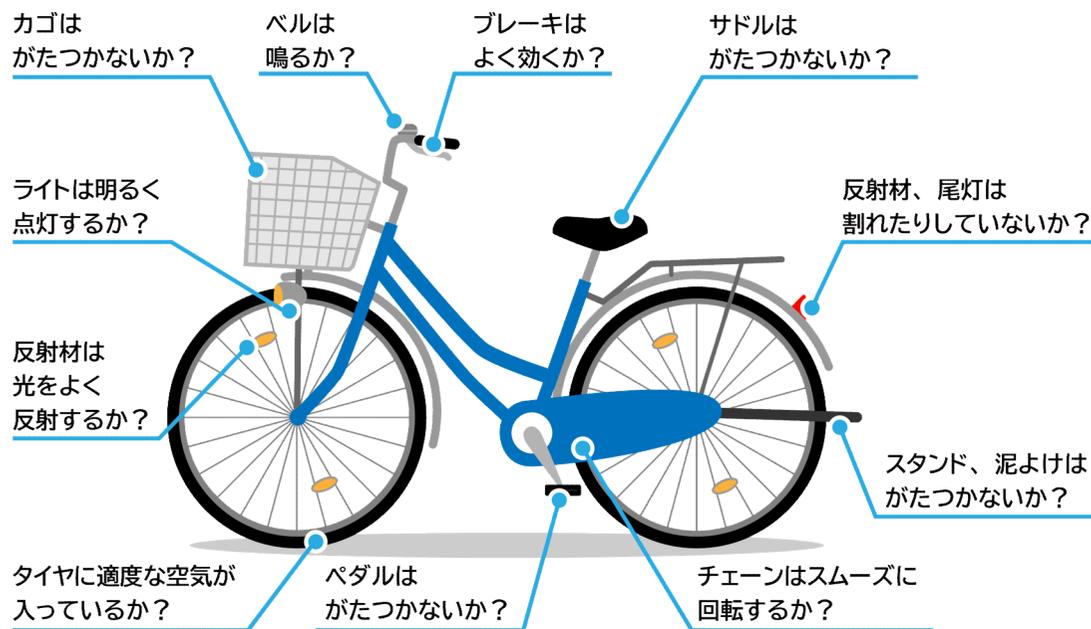
4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

ルールを守ろう！

普段から点検・整備を忘れずに

- ・ 自転車を安全に利用するためには、故障や不具合のない自転車に乗ることが大切です。自転車に乗る前には、以下のポイントを参考に、異常がないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備をしてもらいましょう。



点検・整備のポイントは

「ぶたはしゃべる」

ぶ

ブレーキはよく効くか？

た

タイヤに適度な空気が入っているか？

は

反射材は光をよく反射するか？

しゃ

車体にゆらみやがたつきはないか？

べる

バルは鳴るか？

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

第0章について

ルールを守ろう！

幼児乗せ自転車を安全に利用しよう！

子どもを乗せるときは「被せる・締める」

- ①乗せる前にヘルメットを被せる
- ②被せたらあごひもを締める
- ③乗せたらシートベルトを締める

たとえ停車中や運転中に転倒することがあっても、子どもがケガをするリスクを確実に減らすことができます。そして、乗車させた後はシートベルトを確実に締めましょう。

小さな段差は大きな危険

**駐車場などへの車の出入口の段差の乗り越えは避ける。
または、ゆっくりと大きな角度で！**

駐車場などへの車の出入口は段差高さ5 cmが多く、転倒のおそれがあるため、できるだけ避けてください。前方に停車中などでやむをえない場合は、速度を落とし、できるだけ大きな角度をつけて乗り越えることが重要です。

ブレーキの点検・保守

幼児乗せ自転車では、前後両方のブレーキが重要

幼児乗せ自転車は、総重量が大きく、停止する際には、前後両方のブレーキが確実に効かないと目標位置に停まらず、前方のものに衝突するおそれもあります。ブレーキパッド（車輪を挟む部分）のすり減りも早くなるのが考えられるので、乗る前の点検や定期点検で、前後両方のブレーキのチェックをすることが、幼児乗せ自転車では大変重要です。

幼児乗せ自転車の選び方

子どもを1人乗せる場合

1人乗せの場合は、「後ろ乗せタイプ」を選び、後ろ座席に乗せることが望ましい

子どもを1人乗せる場合は、後ろ座席に乗せた方が、ハンドルのふらつきが小さく転倒の危険は少なくなります。そのため、初めから後ろに座席が付いた「後ろ乗せタイプ」が望ましい選択です。

子どもを2人乗せる場合

2人乗せの場合は、「前乗せタイプ」を選び、前後に乗せることが望ましい

子どもを2人乗せる場合には、「前乗せタイプ」を選択して後ろ座席を付ける方が、ハンドルのふらつきが小さく、運転もしやすく、転倒の危険は少なくなります。

出典：消費者庁「自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！」
(令和3年1月28日公開)(令和3年4月26日更新)

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

基本方針及び各施策について

上位計画の内容、自転車を取り巻く状況の変化並びに市民や議会、福岡市自転車活用推進計画検討委員会の意見などを踏まえ、令和7年度から概ね10年間の「自転車活用の基本方針」、及びそれらを実現する、令和7年度から4年間（令和7年～令和10年）の「各施策」を、以下のとおり整理しました。

基本方針 (令和7年度から概ね10年間)	施策 (令和7年度から4年間)	基本方針 (令和7年度から概ね10年間)	施策 (令和7年度から4年間)
<p>はしる： 自転車通行環境の創出</p> <p>基本方針 安全で快適な 通行環境づくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路を利用する皆の安全と快適につながる自転車通行空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> 施策1：自転車通行空間の整備 充実・重点 施策2：逆走防止等の表示 ● 安心して走行できる自転車通行環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> 施策3：違法駐車の積極的な取締り 施策4：自転車走行ルート誘導案内 	<p>まもる： 自転車利用の適正化</p> <p>基本方針 適正な自転車利用の促進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車安全利用の推進及び促進 <ul style="list-style-type: none"> 施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進 充実・重点 施策11：街頭指導強化、地域における安全利用に関する活動の促進 施策12：自転車損害賠償保険等への加入促進 ● 良好な駐輪マナーの継続 <ul style="list-style-type: none"> 施策13：啓発活動による適正な自転車利用 施策14：放置自転車の撤去 施策15：ICTを活用した効率的な放置自転車対策
<p>とめる：駐輪環境の整備</p> <p>基本方針 利用しやすい 駐輪環境づくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりと連携した駐輪場の整備 <ul style="list-style-type: none"> 施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備 施策6：民間と共働した駐輪場整備 ● 駐輪場の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> 施策7：持続可能な施設利用のための計画的な更新 施策8：多様なニーズへ対応した駐輪環境の整備 充実・重点 施策9：駐輪サービスの利便性向上 	<p>いかす：自転車の活用</p> <p>基本方針 自転車を活用した まちづくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車に親しむ機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> 施策16：サイクルツーリズムの推進 充実・重点 施策17：自転車に親しむ取り組みの促進 施策18：自転車を活用した健康づくり ● 自転車を活用したまちの活力向上 <ul style="list-style-type: none"> 施策19：シェアサイクルの活用促進 施策20：自転車利活用に関する取り組みの促進

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

はしる

自転車を取り巻く状況の変化

- ・ 今後の自転車利用者層の人口は当面横ばい
- ・ 自転車関連事故の減少に対し対歩行者事故は横ばい
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた動き

市民からの意見

- ・ 自転車通行空間の整備
- ・ 自転車で安全に移動しやすい交通環境創出

検討委員会からの意見

- ・ 更なる自転車通行空間の整備
- ・ 自転車通行の安全性向上

【自転車活用推進に係る基本方針】

はしる

自転車通行環境の創出

基本方針：安全で快適な通行環境づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【施策と具体的な取組み】

【凡例】 ●：充実・重点、●：継続

	施策	具体的な取組み
(1) 道路を利用する皆の安全と快適につながる自転車通行空間の創出	● 施策1：自転車通行空間の整備	・ 安全で快適な自転車通行空間の整備の推進
	● 施策2：逆走防止等の表示	・ 通行空間の整備にあわせた逆走禁止等の表示
(2) 安心して走行できる自転車通行環境の創出	● 施策3：違法駐車 of 積極的な取締り	・ 関係機関と連携して、自転車の通行が多い路線や自転車事故が多い路線での対応など
	● 施策4：自転車走行ルートの誘導案内	・ ナビゲーションアプリなどICTを活用した自転車走行ルートの誘導案内など

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策1：自転車通行空間の整備

充実・重点

はしる

(1) 整備の基本方針

- ① 自転車通行空間は、原則として、車道に整備します。
- ② 対象路線は、原則、幅員15m以上の都市計画道路とします。

なお、事故が多い路線や道路改築等に合わせ空間が確保できる場合など必要に応じて、それ以外の路線についても整備を行います。

(2) 整備の考え方

① 自転車通行空間の整備

- 1) 警察庁の通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」及び国土交通省と警察庁の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車通行空間を整備します。
- 2) 既存の路肩を活用し、自転車通行空間を整備します。
- 3) 道路構成の見直し（車線幅の変更や中央分離帯の縮小等）や側溝の改良により、自転車通行空間を整備します。

② 既設自転車歩行者道の活用

車道に自転車通行空間の確保が困難な場合は、既設の自転車歩行者道などを活用します。

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策1：自転車通行空間の整備

充実・重点

はしる

(3) 計画期間内における整備・検討路線選定の考え方

整備路線については、現在の自転車活用推進計画からの事業継続路線のほか、自転車通行空間ネットワーク対象路線（幅員15m以上の都市計画道路）を中心に以下の観点により、整備の実現性を踏まえ選定します。

- ・ 自転車交通量 12時間交通量：概ね2,000台以上
または ピーク時1時間当たり交通量：概ね200台/時間 以上
- ・ 歩行者交通量 12時間交通量：概ね1,000人以上
- ・ 自転車事故発生件数が多いなど安全上の必要が高い路線
- ・ 既存の自転車通行空間と接続し利便性が高まる路線
- ・ 都市の回遊機能や鉄道駅へのアクセスなど交通結節機能を高める路線
- ・ 無電柱化や区画整理、その他「福岡市道路整備アクションプラン」に位置付けられた道路整備と合わせて自転車通行空間整備を行うべき路線
- ・ 福岡県サイクルツーリズム推進協議会による広域モデルルート選定路線

など

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策2：逆走防止等の表示

はしる

自転車通行空間の整備にあわせた逆走禁止等の表示を行い、自転車利用の適正化を図り、走りやすい通行環境づくりに取り組みます。



逆走禁止の表示



裏面に駐車禁止の表示

施策3：違法駐車 of 積極的な取締り

はしる

整備された自転車通行空間を快適に走行するために、関係機関と連携して、自転車の通行が多い路線や自転車事故が多い路線を重点的に違法駐車 of 取締りを行います。



自転車通行空間上の違法駐車 of 状況



違法駐車 of 確認イメージ

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

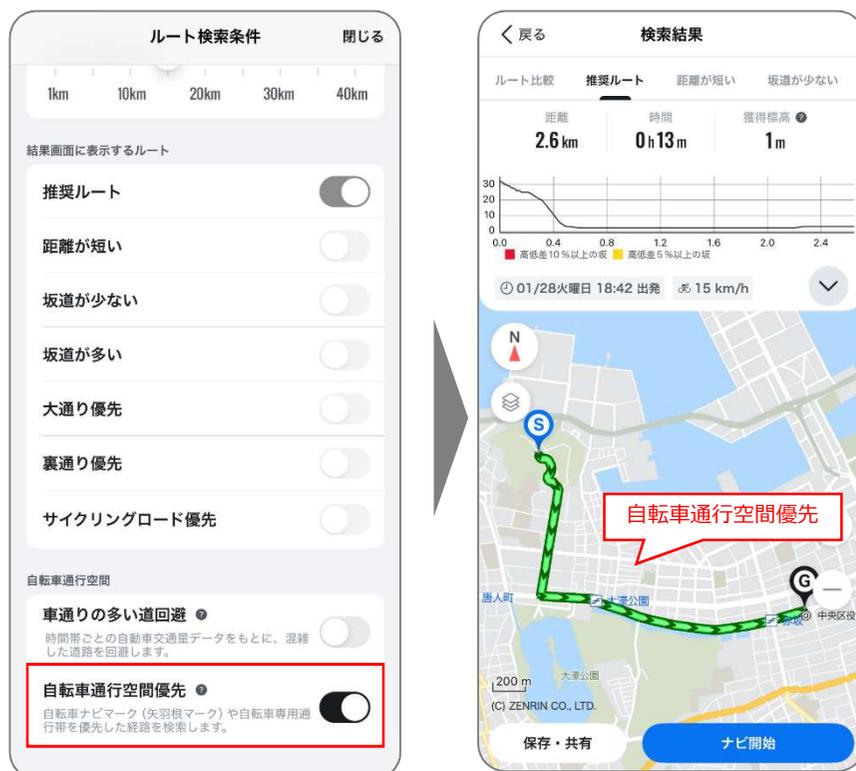
施策4：自転車走行ルート誘導案内

はしる

自転車利用者が安全で快適なルートを選択できるよう、ナビゲーションアプリなど ICT を活用した自転車走行ルートの誘導案内を促進していきます。

また、自転車通行空間が整備された際は、速やかにナビゲーションアプリ等の運営事業者へ整備路線箇所等の情報提供を行います。

ナビゲーションアプリによる自転車走行ルート案内（例）



【アプリの機能（例）】

- 距離・時間・高低差などを考慮したルート案内
- 走行中における事故多発地点の音声案内
- リアルタイムの走行情報の表示（走行距離、消費カロリーなど）
- シェアサイクルポートなどの検索機能

資料：(株)ナビタイムジャパン

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

とめる

自転車を取り巻く状況の変化

- ・今後の自転車利用者層の人口は当面横ばい
- ・放置駐輪減少と良好な駐輪マナーの保持

市民からの意見

- ・駐輪場の充実や改善
- ・多様な自転車やバイクの駐輪への対応

検討委員会からの意見

- ・駐輪場の分かり易い案内等
- ・利用の偏りの改善

【自転車活用推進に係る基本方針】



とめる

駐輪環境の整備

基本方針：利用しやすい駐輪環境づくり



【施策と具体的な取組み】

【凡例】 ●：充実・重点、●：継続

施策		具体的な取組み
(1) まちづくりと連携した駐輪場の整備	● 施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市営駐輪場の整備 ・路上駐輪場の撤去 ・鉄道事業者と連携した駐輪場の整備
	● 施策6：民間と共働した駐輪場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・附置義務条例に基づく整備促進など
(2) 駐輪場の利便性向上	● 施策7：持続可能な施設利用のための計画的な更新	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全型の計画的な施設の更新
	● 施策8：多様なニーズへ対応した駐輪環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツタイプやマウンテンバイク、子ども乗せ自転車等様々な自転車が利用しやすい駐輪環境の整備
	● 施策9：駐輪サービスの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪サービスの向上 ・案内マップや案内サインの設置 ・ICTなどを活用した駐輪情報の発信

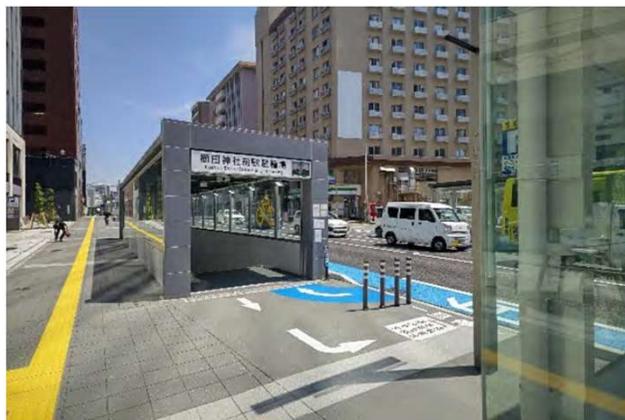
4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備

とめる

(1) 市営駐輪場の整備

新たな市営駐輪場については、新駅の開業など、まちづくりの進展の機会を捉え、適切な位置・規模での整備を行い、交通結節機能の強化を図ります。既存駐輪場についても駐輪需要を踏まえて収容台数の確保や利用ニーズに応じた改築等に努めていきます。また、景観への配慮や、高架下など土地の有効活用を図った整備などを進めていきます。



地下空間を利用した駐輪場
(櫛田神社前駅駐輪場)



高架下を活用した駐輪場
(高宮駅高架下駐輪場)



区画整理に伴い民間駐車場との合築で
再整備した駐輪場 (香椎駅南駐輪場)

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備

とめる

(2) 路上駐輪場の撤去

平成9年度から幅員に余裕がある歩道上に暫定的な措置として路上駐輪場を整備してきましたが、ゆとりある歩行空間の確保に向けて、官民連携による駐輪場が整備された際や周辺の駐輪場の利用状況を踏まえて順次撤去していきます。

区	名称	台数
博多	祇園駅路上	68
	博多駅路上	144
	呉服町駅路上	191
	中洲川端駅路上	280
	博多区計	683
中央	天神北路上	635
	天神南路上	198
	赤坂駅路上	516
	大濠公園駅路上	301
	唐人町駅路上	200
	渡辺通り駅路上	450
	中央区計	2,300
南	大橋駅路上	443
城南	七隈駅路上	27
早良	西新駅路上	210
	野芥駅路上	362
	次郎丸駅路上	30
	早良区計	602
合計		4,055

令和6年3月末時点



天神地区の路上駐輪場
(令和5年3月末時点)



撤去前



撤去後

路上駐輪場（明治通り）の
撤去状況

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策5：まちづくりの機会を捉えた駐輪場整備

とめる

(3) 鉄道事業者と連携した駐輪場の整備

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」では、鉄道事業者には、駅周辺における駐輪場設置等に関して積極的に協力する義務があると定められていることから、引き続き、鉄道事業者と連携して整備等に取り組みます。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（抜粋）

（自転車等の駐車対策の総合的推進）

第五条第二項 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

（以下略）

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策6：民間と共働した駐輪場整備

とめる

市附置義務条例に基づき、民間事業者に対し、駐輪場の整備を義務付けています。都心部においては、都心部機能更新誘導方策の制度を活用して、民間施設建替え時に附置義務台数以上の駐輪場整備を促進します。

なお、自転車利用者の目的地が多岐にわたる都心部などにおいては、民間駐輪場の一般開放、短時間無料、市営駐輪場並みの料金設定やキャッシュレス決済の対応などの協力を促していきます。

また、通常は市が整備及び運営を行う駐輪場においても、民間による対応が可能な場合、官民共同駐輪場として整備及び運営を行います。

このように民間と連携した駐輪場整備により、自転車を利用しやすいまちを目指します。



ONE FUKUOKA BLDG.
資料提供：西日本鉄道（株）



コネクトスクエア博多
資料提供：福岡地所（株）

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策7：持続可能な施設利用のための計画的な更新

とめる

市営駐輪場の更新

これまで整備してきた市営駐輪場については、老朽化の状況を踏まえて、安全で安定的な利用継続のため、予防保全型の計画的な更新を進めていきます。



老朽化した駐輪ラック



老朽化した精算機

施策8：多様なニーズへ対応した駐輪環境の整備

充実・重点

とめる

子ども乗せ自転車やスポーツタイプ、マウンテンバイク等の様々な形状の自転車や高齢者等が利用しやすい駐輪環境を整備します。また、新基準原動機付自転車の駐輪にも適宜対応していきます。



子ども乗せ自転車の駐輪スペースの不足



子ども乗せ自転車専用のスペースを設置

※子ども乗せ自転車がラックに入らず、出入口付近の通路を妨げている

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策9：駐輪サービスの利便性向上

とめる

(1) 駐輪サービスの向上

駐輪場の短時間無料、長期契約者の割引など様々な利用状況に応じた料金設定に取り組みます。

また、様々な生活スタイルに対応するために24時間営業など利用しやすい営業形態に向けた取組みを進めます。

交通系 IC カードやバーコード決済などキャッシュレスに対応した精算方法の導入を進めます。また、web上で定期券の申し込み、支払いを行うなど更なる決済システムの活用を検討します。



キャッシュレス化に対応した精算機



バーコード決済

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策9：駐輪サービスの利便性向上

とめる

(2)案内マップや案内サインの設置

駐輪場利用者の視認性向上のために、各エリアで官民統一した駐輪場案内マップやサインのデザインを検討し、エリアマネジメント団体などと連携して設置を推進します。



駐輪場案内サイン（天神地下街）



官民連携した駐輪場案内サイン

(3)ICT などを活用した駐輪情報の発信

ホームページ（チャリエンタウン）などの ICTを活用して、自転車利用者への駐輪場の位置や料金、混雑状況などの施設情報の提供に取り組みます。



15 天神中央公園自転車駐輪場

自転車 ~125cc
バイク

住所 天神1丁目
台数 自転車：261台 50～125ccバイク：51台
時間 24時間
料金 1日1回100円（バイク：1日1回150円）

Google Mapで開く

駐輪場マップ

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

まもる

自転車を取り巻く状況の変化

- ・ 今後の自転車利用者層の人口は当面横ばい
- ・ 自転車関連事故の減少に対し対歩行者事故は横ばい
- ・ 青切符導入等、自転車利用適正化に向けた動き
- ・ 放置駐輪減少と良好な駐輪マナーの保持

市民からの意見

- ・ 自転車の交通マナーについて対策強化
- ・ 放置自転車の撤去

検討委員会からの意見

- ・ 更なる交通ルールの周知
- ・ 交通ルール・マナーに関するより効果的な啓発活動

【自転車活用推進に係る基本方針】



まもる

自転車利用の適正化
基本方針：適正な自転車利用の促進



【施策と具体的な取組み】

【凡例】 ●：充実・重点、●：継続

	施策	具体的な取組み
(1) 自転車安全利用の推進及び促進	● 施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進	・ 自転車安全教育や啓発活動、街頭キャンペーンの実施、自転車ヘルメットの着用促進
	● 施策11：街頭指導強化、地域における安全利用に関する活動の促進	・ 街頭指導の強化や自転車安全利用推進員の支援
	● 施策12：自転車損害賠償保険等への加入促進	・ 様々な機会を捉えた周知啓発
(2) 良好な駐輪マナーの継続	● 施策13：啓発活動による適正な自転車利用	・ 放置サイクルZERO宣言！キャンペーン ・ 街頭指導・放置自転車対策協力員制度
	● 施策14：放置自転車の撤去	・ 効率的な撤去の実施
	● 施策15：ICTを活用した効率的な放置自転車対策	・ ICT活用による効率的な対応

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策10：自転車安全教育、啓発活動の推進

充実・重点

まもる

今後の交通反則通告制度（青切符）導入なども見据え、交通ルールを遵守する必要があることについて、市民へ理解を促すため、様々な機会を捉え自転車交通ルールの遵守の徹底について、広報・啓発に積極的に取り組みます。



交通 安全キャンペーンの様子



四季の交通安全運動
啓発チラシ



デジタルサイネージを活用した広報

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策11：街頭指導強化、地域における安全利用に関する活動の促進

まもる

自転車押し歩き推進区間などにおける自転車安全利用指導員の効果的な配置により、街頭指導の強化に取り組んでいきます。

また、地域等において自転車の安全利用に資する活動に取り組む市民等を対象とした講習会を開催するとともに、その受講者の中から自転車安全利用推進員として活動される方に対する物品等の提供による支援を行うことにより、地域等における自転車の安全利用に関する活動を促進します。



自転車安全利用指導員による
街頭指導の様子



自転車安全利用推進員への支援物品

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策12：自転車損害賠償保険等への加入促進

まもる

自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が全国的にも相次いでいることなどを踏まえ、令和2年10月施行の改正「福岡市自転車の安全利用に関する条例」で自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたことから、自転車損害賠償保険等の加入の必要性について交通安全教室や各種キャンペーンなど様々な機会を捉えた周知啓発に取り組んでいきます。

【保険義務化の対象者】

- | |
|----------------------------------|
| (1) 自転車利用者
(子どもが利用する場合はその保護者) |
| (2) 業務中に従業員に自転車を利用させる事業者 |
| (3) 自転車貸出業者 |



4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策13：啓発活動による適正な自転車利用

まもる

放置自転車は近年大幅に減少しましたが、福岡市は転勤・通学などで市民の入れ替わりが多く、ホームページやSNS、街頭での啓発活動や「放置自転車対策協力員制度」の活動を継続して実施し、自転車利用者への駐輪マナーの向上に努めます。

(1) ホームページ等での啓発活動

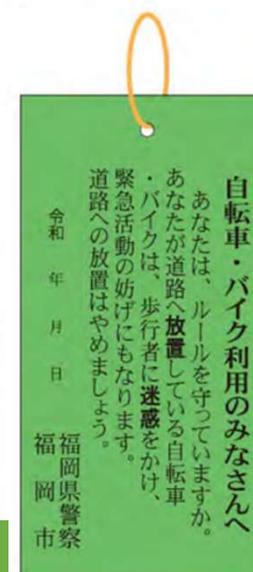
自転車と歩行者が共存し、安全で快適な歩行空間の確保を目的に、ホームページやSNSを通じて放置自転車対策などの情報を発信し、駐輪マナーの意識改革に努めます。



街頭での啓発活動の様子

(2) 街頭指導・放置自転車対策協力員制度

街頭指導員による巡回指導や自転車放置防止活動の推進を希望する団体（地元自治会、企業団体、ボランティア団体等）を自転車放置防止推進団体及び協力員として認定し、路上での自転車利用者に対する自転車放置防止の呼びかけを行います。



啓発札

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策14：放置自転車の撤去

まもる

放置自転車は、歩行者や緊急車両などの通行障害や都市景観の悪化を引き起こします。福岡市の放置自転車台数は、自転車対策の浸透により激減しましたが、今後も継続的な対策は必要です。

平日のみならず、休日や夜間の撤去を効率的に実施し、適正な道路利用に努めていきます。



放置自転車の撤去の様子

施策15：ICTを活用した効率的な放置自転車対策

まもる

撤去自転車の撤去情報（保管場所等）を、インターネット上でリアルタイムで確認することができる「放置自転車管理システム（R4 導入）」の活用を継続し、撤去業務の効率化や利用者等への返還や問い合わせ対応をスムーズに行います。

福岡市撤去自転車検索サイト

福岡市内における撤去自転車の保管状況が検索できます。
自転車は公共の場所に放置せず、自転車駐輪場に駐車していただくようお願いいたします。

撤去自転車照会

- ・「防犯登録番号」から照会できます（防犯登録番号のみの入力でも検索できます）。
 - ・防犯登録番号が分からない場合には、「撤去場所」と「撤去日」から絞り込みができます。
 - ・撤去当日の情報は反映されるまでに時間がかかる場合があります。
- ※撤去した自転車情報一覧には入力した防犯登録番号の下2桁を伏せた状態で表示しています。

防犯登録番号

福岡県

漢字、英数字、-(ハイフン)等に続く連続する数字(5~8桁)を入力してください。
「福岡 10-12345」の場合、「12345」
「××県警 123456」の場合、「123456」

撤去場所

市内全域

放置禁止区域別に選択肢を設定しています。
選択肢がない地区は放置禁止区域外であるため、「長期放置」でご検索ください。

※自転車放置禁止区域の範囲については、[コチラ](#)（駅名をクリック）をご参照ください。

撤去日

～

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

いかす

自転車を取り巻く状況の変化

- ・今後の自転車利用者層の人口は当面横ばい
- ・シェアサイクルの利用者増
- ・インバウンドの回復

市民からの意見

- ・シェアサイクルポートの充実や対象エリアの拡大

検討委員会からの意見

- ・シェアサイクルなどによる外国人観光客への自転車活用

【自転車活用推進に係る基本方針】



いかす

自転車の活用
基本方針：自転車を活用したまちづくり



【施策と具体的な取組み】

【凡例】 ●：充実・重点、●：継続

	施策	具体的な取組み
(1) 自転車に親しむ機会の創出	● 施策16：サイクルツーリズムの推進	・通行空間整備や注意喚起板・レンタサイクルスポット設置等によるサイクリスト受入環境の構築
	● 施策17：自転車に親しむ取組みの促進	・福岡トライアスロン等の開催支援や自転車教室・練習会の開催
	● 施策18：自転車を活用した健康づくり	・自転車を活用した健康づくりの情報発信
(2) 自転車を活用したまちの活力向上	● 施策19：シェアサイクルの活用推進	・事業者と連携した利用しやすい環境づくり
	● 施策20：自転車利活用に関する取組みの促進	・自転車走行ルート誘導案内 ・ICTなどを活用した駐輪情報の発信 ・ICTを活用した効率的な放置自転車対策 ・サイクリストへ向けた情報提供 ・安全利用のための情報提供 ・外国人向けの情報提供

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策16：サイクルツーリズムの推進

充実・重点

いかす

サイクルツーリズムとは自転車を活用した観光の総称であり、自転車に乗って地域を回遊することで、自然・歴史文化・食といった地域の魅力を満喫することができるだけでなく、健康増進や地域交流の促進にも効果が期待されます。

福岡県サイクルツーリズム推進協議会において、「福岡・糸島ルート」と「直方・宗像・志賀島ルート」が福岡県内の広域サイクリングルートとして認定されています。また、福岡市でFukuoka East & West Coast プロジェクトとして、美しい海辺を活かした観光振興に取り組んでおり、このルート上のサイクリスト受入環境の整備等を進めていきます。



サイクリスト受入環境の整備



自転車通行空間整備



サイクリスト向け注意喚起板



サイクルスタンド

レンタサイクルの促進



レンタサイクル



レンタサイクル周遊マップ
(ポスター)

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策17：自転車に親しむ取組みの促進

いかす

福岡トライアスロンなどの大会の開催支援や、競技団体への支援等を通じ、市民がサイクルスポーツにふれる機会を提供するほか、自転車に乗り始める時期の子どもを対象にした、自転車の正しい乗り方や基本的な交通ルールを学んでもらうための自転車乗り方教室を開催するなど、自転車に親しむ取組みを促進します。



施策18：自転車を活用した健康づくり

いかす

幅広い世代で利用される身近な乗り物である自転車は、通勤や買い物等の日常生活に取り入れることで、健康増進効果が期待されます。このようなことから、ウォーキングだけでなく自転車をこぐなど、個人にあった身近な方法を身体活動に取り入れていくことを推進し、市民の健康寿命を延ばしていきます。

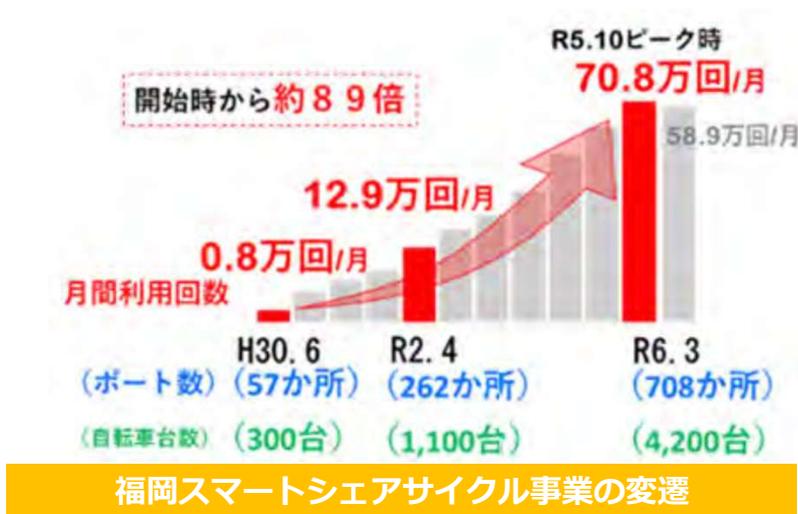
4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策19：シェアサイクルの活用促進

いかす

平成30年6月から実証実験を開始し、令和2年度より都心部の回遊性向上や放置自転車の減少、駐輪場整備の抑制などを図ることを目的として、実施事業者と共同で「福岡スマートシェアサイクル事業」に取り組み、現在では多くの市民に利用され、多様な交通モードの一つとして、目的地へのラストワンマイルの利用など、回遊性向上や公共交通の機能を補完する欠かせない移動手段の一つとして定着してきています。

令和7年度以降も、引き続き、「福岡シェアサイクル事業」として、回遊性の向上や、公共交通の機能補完などを図るため、シェアサイクルを活用促進していきます。



公共施設のシェアサイクルポート

4. 福岡市自転車活用推進計画（原案）について

施策20：自転車利活用に関する取組みの促進

いかす

自転車を快適に利活用するためには、安全に走行できる通行ルート、利用しやすい駐輪場の情報提供が重要です。安全利用の観点からは、自転車のルール、モラル・マナーの情報提供はもちろん、自転車の点検・整備や事故にあった場合の対処方法などの情報提供も必要となります。

また、近年のサイクルツーリズム人気の高まりから、サイクリストが安全で快適に走行するための情報提供も求められています。

これらの自転車の利活用に必要な情報について、分かりやすく、かつ的確に提供する取組みを推進するとともに、地震など災害時における有効な自転車活用についても検討していきます。

- (1) 自転車走行ルートの誘導案内【施策4】
- (2) ICTなどを活用した駐輪情報の発信【施策9(3)】
- (3) ICTを活用した効率的な放置自転車対策【施策15】
- (4) サイクリストへ向けた情報提供
- (5) 安全利用のための情報提供
- (6) 外国人向けの情報提供